

バイオマス発電の原料として 未利用間伐材の買い取りを開始

日時 1月20日(火)以降の 平日午前9時~午後4時30分
場所 マルタピア土場(伊賀市北山1560)
対象 名張市・伊賀市で伐採した間伐材
※買取時には伐採届(写)、自主行動規範、間伐材証明の提出が必要
買取価格 3,500円/トン ※名張市内で伐採したものに限り、市は搬出補助を買取価格に加算します(上限2,500円/トン)。
買取事業者 マルタピア協業組合(☎52-3131)
☎ 農林資源室 ☎ 63-7625

平和を、仕事にする。 予備自衛官補(一般・技能)募集

試験日 4月10日(金)~14日(火)のうちの指定日
応募資格 ▼一般...18歳以上34歳未満、
▼技能...18歳以上で国家免許資格などを有する人(資格により53~55歳未満)
応募期限 3月24日(火)(必着)
場所 陸上自衛隊久居駐屯地(津市久居新町)
◎応募資格年齢の起算日は募集種目で異なります。詳しくは、問い合わせ先へ
☎ 自衛隊伊賀地域事務所 ☎ 21-6720

アドバンスコープ ADSホール 催物

■ ステージコンサートVol.21 ~阿部磨ホルンの響き~ (50席限定)
日時 2月5日(木) 午後7時~8時
入場料 一般...2,000円 高校生以下...300円
☎ アドバンスコープADSホール ☎ 64-3478
■ 歌仲間夢の歌謡まつり ◎入場無料
日時 2月15日(日)
午前9時40分~午後5時30分
☎ 野々口 ☎ 64-7784
■ 第14回 大人たちのdoki dokiコンサート
日時 2月22日(日) 午後1時~5時
◎入場無料
☎ アドバンスコープADSホール ☎ 64-3478

保健センター(朝日町)での 親子すくすく行事

☎ 健康支援室 ☎ 63-6970
1歳6か月児健診
● 25年7月生
2月3日(火)・10日(火)
● 25年8月生
3月3日(火)・10日(火)
3歳6か月児健診
● 23年8月生
2月17日(火)・24日(火)
● 23年9月生
3月17日(火)・24日(火)
生後5か月~8か月ごろの離乳食教室
2月4日(火) 午後2時~3時30分 ※要予約
★ 乳幼児健康相談(同日 午前9時30分~11時受付)
安心育児・おっぱい教室
2月6日(木)・20日(木) 午前10時~
13日(木)・27日(木) 午後1時30分~

「パソコン教室 Word基礎講座」受講者募集

日時 2月15日・22日、3月15日・22日・29日
午前9時~正午 ※全て日曜日。全5回
場所 武道交流館いきいき(蔵持町里)
対象 中学生以上で文字入力ができる人
定員 20人 ※先着順
参加費 7,000円(テキスト代2,000円含む)
持ち物 ノートパソコン(Word2007以降のバージョンが入っているもの)
主催 名張市母子寡婦福祉会
申込 1月21日(火)から30日(金)までに、電話で問い合わせ先へ ※受講者が少ない場合は中止
☎ 子ども家庭室 ☎ 63-7594

身近なトラブルでお困りの皆さんへ 民事調停で円満な解決を!

身近なトラブルが発生した場合、それを解決するためには、さまざまな手続きがあります。裁判所には、裁判のほかに、裁判官や調停委員の立会いのもと、話し合いによって、トラブルを円満に解決する「民事調停」という手続きがあります。
民事調停の利点 ▼裁判官や調停委員が関与し、実情に即した解決を図ることができます。
▼訴訟に比べ、手続きが簡単で費用も低額です。
▼手続きが非公開なので秘密が守られます。
▼合意を記載した調書は、確定判決と同様の効力があり、執行力があります。
☎ 津簡易裁判所調停係 ☎ 059-226-4614

「災害時要援護者支援制度」積極的な登録をお願いします

市では、災害時に自力避難が困難と思われる人について、本人の同意を得た上で、災害時要援護者として登録(名簿の作成)を行っています。
名簿は地域づくり組織に提供し、災害時の安否確認や避難誘導の助け合いなどの支援体制の整備に活用いただきます。
積極的な登録をお願いします。
対象 ▼身体障害者手帳(肢体1・2級、視覚1・2級、聴覚2級)をお持ちの人
▼精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの人
▼知的障害者で療育手帳Aをお持ちの人
▼介護が必要な要介護認定3~5の人
▼70歳以上の高齢者のみの世帯
ただし、長期入所・入院している人を除く
◎上記対象者以外で、災害時に支援が必要と思われる人も登録できます。お問い合わせください。
登録方法 対象者には、2月に災害時要援護者登録申請書(兼個人情報提供の同意書)を送付しますので、これを市へ提出してください。
※登録申請書は、今年新たに対象となった人と昨年までに登録の意思表示をしていない人へ送付します。一度登録されますと、名張市民である限り有効です。
☎ 健康福祉政策室 ☎ 63-7579
危機管理室 ☎ 63-7271



一緒に第九を歌いませんか「無料体験会」を開催
詳しくは、問い合わせ先へ
☎ 名張第九を歌う会(中野) ☎ 63-4783
日時 1月31日(土) 午後7時30分
場所 名張公民館

年金通信 国民年金や厚生年金の老齢年金などを 受給されている皆さんへ
■ 「平成26年分 公的年金等の源泉徴収票」が送付されます
国民年金・厚生年金の「老齢年金」など、老齢(退職)を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象になっています。
そのため、日本年金機構は、年金を支払う際に所得税の源泉徴収を行い、老齢年金などの受給者全員に「公的年金等の源泉徴収票」を作成しています。お手元には1月下旬ごろに届く予定です。2つ以上の年金を受けている人や、年金のほかに給与所得などがある人は確定申告の際、源泉徴収票の添付が必要になりますので、大切に保管してください。
なお、障害年金や遺族年金については課税対象とならないので源泉徴収票は送付されません。
■ 確定申告の際には控除証明書を忘れずに
国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市民税などの社会保険料控除の対象となります。
このため、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(はがき)」が、日本年金機構本部から昨年11月上旬に送付されています。確定申告の際には、必ずこの証明書や領収書などを添付してください(昨年10月1日から12月31日までに、はじめて保険料の納付があった人は、2月上旬に控除証明書を発送)。確定申告を提出するまでに、この証明書が届かないときは、津年金事務所(☎059-228-9188)へ(お問い合わせには、基礎年金番号が必要です)。
▼ 源泉徴収票のお問い合わせ ☎0570-05-1165 (IP電話などの人は☎03-6700-1165)
▼ 控除証明書のお問い合わせ ☎0570-058-555 (IP電話などの人は☎03-6700-1144)
※ 控除証明書のお問い合わせは3月16日(月)までとなります。
年金相談 日時 2月10日(火)・24日(火) 午前10時~午後3時(受付は午後2時45分まで)
場所 産業振興センターアスパ(南町) ☎ 保険年金室 ☎ 63-7445

読者の声 12・4号掲載「ふるさと納税」について 1・1号掲載「わが家のお雑煮」について

▼お正月に兄が帰省してくるのでふるさと納税のことを教えてあげようと思いました。
▼地域によってさまざまなお雑煮。今年は新たな発見から一年が始まりました。